

## パブリックコメントの実施状況と結果について

### (1) 公表した案

「立川市再犯防止推進計画素案」

### (2) 案の公表場所

市ホームページ、立川市役所3階市政情報コーナー、女性総合センター、子ども未来センター、生涯学習推進センター、学習館、学習等供用施設、図書館、窓口サービスセンター、連絡所、立川市役所1階福祉総務課窓口

### (3) 意見提出期間

令和4年12月15日～令和5年1月12日

### (4) 結果

ア 提出者数 2名

郵送	ファックス	Eメール	HPフォーム	来所
0名	0名	0名	1名	1名

イ 意見の件数 4件

全体に関わること	第1章 立川市再犯防止推進 計画の趣旨について	第2章 立川市の状況と国・ 東京都の取組	第3章 計画の理念と基本的 な考え方	第4章 再犯防止に資する 施策の主な取組	その他
2件	0件	0件	0件	2件	0件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
0件	4件	0件

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに件数をカウントしています。

## 2 意見の要旨と市の考え方について

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに要旨を整理しています。

### (1) 意見を反映するもの ( 0 件)

整理番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方

### (2) 市の考え方を説明するもの ( 4 件)

整理番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方
1	全体	地方公共団体の行う防犯活動等と保護司が行う犯罪予防活動の有機的連携を図り、地域の犯罪防止効果を高める必要があると考えるが、計画素案は「更生保護」の取り組みに対し消極的ではないか。	1件	「更生保護」は犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動であり、本計画の基本方針と理念を同じくするものです。 本計画で再犯防止に資する立川市の取組を改めて示すことで、ご指摘いただいた犯罪防止をはじめ、地域社会で立ち直りを助けるための理解と協力を得るための取組を、関係機関・団体等との連携を図りながら進めてまいります。
2	全体	計画の執行に当たっては、担当部署における法令順守はもちろん関係法令等の調査を行っていると考えますが、地方公共団体の責務等を見逃していないか。	1件	本計画は再犯防止推進法（以下、「法」という）の規定に基づいて策定するものです。 計画の推進にあたりましても、主管する法務省及びその関係機関と連携しつつ、法の規定に基づき、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、施策を講ずるように努めてまいります。

3	第4章 第4節	<p>【現状と課題】で、薬物依存者の再犯率が高いことに触れ、薬物依存症からの回復に向けては継続的な治療・支援が必要であると明記されている。</p> <p>立川市においても、再犯率の高い薬物事犯者はゼロではなく、「立川市再犯防止推進計画」を謳（うた）うのであれば、薬物依存者（他の依存症を含む）やその家族が相談できる一次相談窓口の設置や、都立（総合）保健福祉センターなど専門相談機関につなぐ支援体制は必要であると考える。</p>	1件	<p>再犯防止の推進は、市が全ての取組を行うのではなく、国・東京都・民間の関係者・関係機関とそれぞれの役割を踏まえ連携して取組むことが重要と考えております。</p> <p>薬物依存を含む依存症につきまして、各相談窓口において相談があった場合は東京都やNPO法人等の専門相談機関につながっており、今後においてもその取組を進めていくこととしております。</p> <p>また、各種相談における本人支援の中で依存症の課題等があれば、一次相談窓口として本人をとりまく状況を聞いた上で、専門相談機関につなぎ、連携して支援を進めてまいります。</p>
4	第4章 第4節	<p>【主な取組】前文に、各種相談事業等で受け付けた依存症などの相談は、適切な医療や福祉サービスが受けられるよう関係機関につないでいくと書かれているが、薬物依存者（他の依存者を含む）に関して、【薬物乱用防止推進立川市協議会への支援】として教育活動や啓発活動への取組が明記されているのみで、相談支援や薬物依存からの回復のための医療支援などが具体的計画として明記されていない。</p> <p>一次相談窓口の設置や、専門相談機関につなぐ支援体制について、他の事業名・取組名に含まれ、重複するのであれば、その箇所にその旨を明記して欲しい。</p>	1件	<p>関係機関との役割分担を踏まえ、立川市として依存症対策を主たる目的とした取組の実施は現在考えておりません。</p> <p>しかしながら、依存症に限らず、専門機関との連携につきましては、ご本人の困りごとの一つを解消するものとして、ご本人支援のための各種相談事業等のほぼすべての取組に副次的に含まれており本計画においても重要なものと捉えております。</p> <p>副次的な内容については、個別の取組の概要欄には記載いたしません。27ページ【主な取組】の本文で記載するとともに、18ページ『第4章1地域の連携体制の推進（2）重層的支援体制の整備』では、庁内庁外を問わず各機関が横断的に連携して支援する体制づくりを進めることを記載しております。</p>

(3) その他（参考意見として庁内で共有するもの）（0件）

整理 番号	意見要旨